

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農産物加工所使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市農産物加工所条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農産物加工所条例第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市農産物加工所条例使用料の還付（条例第9条）</p> <p>既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用予定日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めたとき。</p>	